

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部
 を次のように改正する。

別表第1 特別入院室料の項中

「		C	1日	8,000円	1日	12,000円	を
」							
「		C	1日	8,000円	1日	12,000円	に改め、同表分
LDR室			1日	13,000円	1日	19,500円	
」							

べん介助料の項金額の欄市内に住所を有する者の欄中「60,000円」を
 「90,000円」に、「90,000円」を「135,000円」に改め、同項金額
 の欄市外に住所を有する者の欄中「90,000円」を「135,000円」に、
 「135,000円」を「202,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。ただし、別表第1分べん介助料
 の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1分べん介助料の項の規定は、令和2年4月1日以後の分べん
 について適用し、同日前の分べんについては、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市民病院において新たにLDR室を整備することに伴い同室の利用に係る使用料を定め、及び分べん介助料を見直す必要による。